平成25年10月23日 津幡町告示第104号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農山村における定住及び豊かな自然環境を守り伝えるため、定住を目的と して住宅を新築又は購入し、居住した者に対し奨励金を交付することについて必要な事項を定 めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 居住開始日 次条に定める対象住宅の所有権保存若しくは所有権移転登記の日又は取得した住宅に住所を移した日のいずれか遅い日以降の日
 - (2) 新規転入者 他の市区町村から本町に転入した者で、全世帯員が転入の前日から起算 して前3年以上継続して本町以外に住所を有し、かつ、居住開始日が本町に転入した日から 起算して1年以内である者をいう。
 - (3) 町税等 津幡町の条例、規則等に定める税及び料金等をいう。

(対象住宅)

- 第3条 対象となる住宅は、次に掲げる要件を全て備え、かつ、別表に定める集落に建築された 家屋とする。
 - (1) 玄関、居室、便所、風呂、及び台所を備えた一戸建ての家屋であり、床面積の2分の 1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること。
 - (2) 家屋の床面積が50平方メートル以上であること。
 - (3) 不動産登記があること。
 - (4) 取得に要する費用(土地を含む。)が200万円以上であること。
 - (5) 購入の場合にあっては、3親等以内の者からの取得でないこと。

(奨励金交付の対象者)

- 第4条 奨励金は、対象住宅の所有者で、次に掲げる要件を全て満たす者を交付対象者とし、毎 年度予算の範囲内で交付する。
 - (1) 交付対象者に同居の直系親族がおり、かつ、居住開始日において世帯員に40歳以下の者がいること。
 - (2) 所有権保存又は所有権移転登記の日から6か月以内に居住を開始した者であること。

- (3) 対象住宅に3年以上居住する意思があること。
- (4) 世帯員に町税等の滞納がないこと。
- (5) 住宅の取得に関する他の奨励金のうち、町長が指定するものの交付を受けていないこと。

(奨励金の額)

- 第5条 奨励金の額は、世帯員全員が新規転入者の場合は40万円、それ以外の者の場合は20 万円とする。
- 2 居住開始日において、世帯員に16歳未満の直系卑属がいる場合、1人につき5万円を前項 の金額に加算するものとする。

(交付の申込み)

- 第6条 奨励金の交付の申請をしようとするものは、住宅の新築の場合にあっては、当該住宅に係る工事の契約締結した日から起算して2月を経過する日までに、住宅の購入の場合にあっては、当該住宅に係る購入の契約締結した日から起算して2月を経過する日までに、津幡町農村定住奨励金交付申込書(様式第1号)により、次の書類を添えて町長に申込みをしなければならない。
 - (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
 - (2) 平面図

(交付申請)

- 第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、居住した日から起算して2月を経過する日までに、 津幡町農村定住奨励金交付申請書(様式第2号)を次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出 しなければならない。ただし、町長は、必要があると認めるときは、当該申請期間を延長する ことができる。
 - (1) 対象住宅の登記事項証明書
 - (2) 代金の支払を証明ずるもの
 - (3) 請負契約書又は売買契約書(交付申込み後に変更があった場合に限る。)
 - (4) 平面図(交付申込み後に変更があった場合に限る。)
 - (5) 承諾書兼宣誓書(様式第3号)

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による奨励金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定する。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、津幡町農村定住奨励金交付決定 兼確定通知書(様式第4号)により、不交付を決定したときは、津幡町農村定住奨励金不交付 決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者は、津幡町農村定住奨励金請求書(様式第6号) を町長に提出するものとする。

(現況調査)

第10条 町長は、必要があると認めたときは、奨励金の交付を受けようとする者又は奨励金の 交付を受けた者に対し、交付資格に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことが できる。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

- 第11条 町長は、奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたとき は、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) この要綱に定める奨励金の交付要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 交付対象者(所有者)が居住開始日から3年以内に町の区域外へ住所を移した場合
 - (3) 奨励金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不適当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、 当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、津幡町農村定住奨励金返 環決定通知書(様式第7号)により奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 町長は、前2項の規定にかかわらず、奨励金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由が あると認めるときは、奨励金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、平成25年10月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前までに居住開始 されている家屋に係る奨励金の交付及び交付された奨励金の返還については、同日以後も、な おその効力を有する。

別表 (第3条関係)

字名

浅谷、杉瀬、倉見、田屋、岩崎、七黒、鳥越、山北、蓮花寺、宮田、鳥屋尾、大畠、莇谷、笠池ケ原、彦太郎畠、吉倉、八ノ谷、市谷、大熊、上矢田、中山、種、小熊、池ケ原、興津、菩提寺、平野、上大田、下河合、上河合、瓜生、牛首、竹橋、富田、刈安、越中坂、坂戸、上野、河内、九折、倶利伽羅、山森、原、七野、東荒屋、明神、井野河内、大坪、別所、下藤又、仮生、材木、下中、朝日畑、相窪、南横根、北横根、大窪、上藤又、常徳

(宛先) 津幡町長

申請者 住 所 氏 名 印 連絡先

津幡町農村定住奨励金交付申込書

津幡町農村定住奨励金の交付を受けたいので、津幡町農村定住奨励金交付要綱第6条の規定に より申請します。

37

交	付 组	ž #	前	額	
住	宅等	Ø	所在	地	津輔町
敗	得		方	法	新築(建築・購入)・中古(購入)
契	約		金	額	
契	約	年	Я	Ħ	
居	住 開	始	予 定	· 11	
居住	主開昇	前	(後)(E所	
世	带		人	員	人(内 40歳以下 人)
備				考	

添付書類 工事請負契約書又は売買契約書の写し、平面図

(宛先) 津幡町長

申請者 住 所 氏 名 印 連絡先

津幡町農村定住奨励金交付申請書

津幡町農村定住奨励金の交付を受けたいので、津幡町農村定住奨励金交付要綱第7条の規定に より申請します。

記

父们	金	中請	韶									
住宅	等の	所 在	地	津幡町								
取	得	方	法	新築(建築・購入)・中古(購入)								
取	得	金	額									
契約	的 年	月	Ħ					登記	年	月	В	
居住	開始	年 月	日					住民到	更 異	助の	日	
居住日	開始前	(後)住	:所				- 10					
世	帯	人	員	人(内 40歳以下 人)								
氏 名			殸	柄		生年	月日	(年齢)		特記事項	
				世者	主		年	月	В	(歳)	
							年	月	Н	(歳)	
							年	月	H	(歳)	
							年	月	Н	(歳)	
			-									

添付書類 対象住宅の登記事項証明書、代金の支払いを証明するもの、工事請負契約書又は売買 契約書の写し(変更契約を締結した場合のみ)、平面図(変更契約を締結した場合の み)、宣誓書兼承諾書

承諾書兼宣誓書

(宛先) 津幡町長

農村定住奨励金の審査に必要な下記の調査等について承諾するとともに、奨励金の交付に対す る条件を満たしていることを宣誓します。なお、未成年の世帯員の①に対する調査は、親権者で ある世帯員が承諾します。

記

- ①申請に必要な、戸籍及び住民基本台帳の登録状況の調査
- ②申請に必要な、町税等の納付状況の調査
- ③居住開始日から3年以内に対象住宅を売り渡したとき又は3年以内に申請者が転居したときは、この要綱により受領した奨励金を返還いたします。
- ①交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したときは、受領した奨励金は返還いたします。

 任名
 印
 氏名
 印

 氏名
 印
 氏名
 印

 氏名
 印
 氏名
 印

 氏名
 印
 氏名
 印

注意 成年の世帯員は、各自署名押印してください。未成年でも町税等の納入義務者の方又は 申請者本人の場合は署名押印してください。 様

津幡町長

津幡町農村定住奨励金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった津幡町農村定住奨励金については、下記のとおり 交付することに決定したので津幡町農村定住奨励金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付決定額	金	FI	
備考			

交付条件

交付決定者が次の各号のいずれかに該当するにいたったときは、この交付決定を取り消すこ とがあります。

- (1) 居住開始日から3年以内に対象住宅を売り渡したとき。
- (2) 居住開始日から3年以内に、交付対象者が転居したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により認定を受けたとき。
- (4) 交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

様

津幡町長

律幡町農村定住奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった津幡町農村定住奨励金については、下記のとおり 交付しないことに決定したので津幡町農村定住奨励金交付要綱第8条の規定により通知します。

20

不交付の理由	
備考	

(宛先) 津幡町長

申請者 住 所 氏 名 印 連絡先

津幡町農村定住奨励金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付の決定及び額の確定通知があった津幡町 農村定住奨励金について、津幡町農村定住奨励金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

交付請求額 円

内 訳 交付決定額 円

振込先

金融機関名		銀行 金庫 支店名 農協	本・支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
	ふりがな	W (1)	
名 義 人	氏 名		

様

津幡町長

津幡町農村定住奨励金返還決定通知書

津幡町農村定住奨励金交付要綱第11条の規定による津幡町農村定住奨励金の返還を下記のと おり決定したので通知します。

記

農村定住奨励金の交付額
 返還額
 円

3 返還の決定理由

4 返還方法

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第11条関係)